

# 答申書

平成31年1月17日

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会

## 目 次

■はじめに	1
1 会議の開催経過	
(1) 市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項	2
(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過	2
2 提言	
(1) 市立小・中学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」が、より実効的に機能していくよう多面的な支援の方法を検討すること	3
(2) いじめ防止に向けて、児童・生徒が主体的に取り組む活動の支援を図ること	4
(3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、学校と家庭・地域との連携強化及び家庭と地域に対する情報発信に努めること	5
■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第2期）委員名簿	6

## ■はじめに

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、いじめの防止等のための対策に関する事項につき茅ヶ崎市教育委員会（以下「市教委」という。）の諮問に応じて調査研究を行い、その結果を答申するために、平成26年12月25日に市教委の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、教育関係、医師、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーの学識経験者5名と、関係行政機関職員、保護者、市立小・中学校長会の代表4名による計9名により構成され、市教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場から広く協議してきた。

平成29年1月30日に、第1期委員による答申書「子どもたちの命とところを守り育てるために」を提出し、今回、第2期委員による答申書を提出するものであるが、前回の答申書の内容も踏まえ、学校、家庭、地域、教育委員会、各関係機関・団体が連携しながら、いじめの根絶を目指し、全ての児童・生徒が楽しく充実した学校生活を送れることを期待したい。

## 1 会議の開催経過

- (1) 市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項  
平成29年7月5日付で、次の件について諮問された。

いじめの防止等のための対策に関する事項について

### (2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過

本会は、市教委からの諮問を受け、平成29年7月に開催された第1回会議から第3回会議まで、計3回の会議で協議を重ねてきた。

会議の開催日及び協議題は、次のとおりである。

- ・第1回会議 平成29年 7月 5日 (水) 14時～16時  
開催場所 茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 特別会議室  
協議内容 (1) 「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」について
  - ・「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」について
  - ・国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定について
  - ・県の「いじめ防止基本方針」の改定について
  - ・「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」の改定について(2) 今後のいじめ防止等のための対策について
  
- ・第2回会議 平成30年 1月29日 (月) 10時～12時  
開催場所 茅ヶ崎市役所 分庁舎4階 共済会第1会議室  
協議内容 (1) 「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」の改定について
  - ・基本的な考え方について
  - ・いじめの防止等のために実施する措置について
  - ・重大事態への対処について
  - ・いじめ防止等を推進する体制について
  
- ・第3回会議 平成30年 7月 3日 (火) 14時～16時  
開催場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室2  
協議内容 (1) 本市におけるいじめ問題の現状について  
(2) 今後のいじめ防止等のための対策について

## 2 提言

(1) 市立小・中学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」が、より実効的に機能していくよう多面的な支援の方法を検討すること

いじめ防止対策推進法の第13条では、学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとしている。

これを受けて、茅ヶ崎市立小・中学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の基本的な考えや未然防止のための取組とともに、早期発見・早期対応の在り方についても示している。

未然防止については、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせたり、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めたりするとともに、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを学校教育活動全体の中で伝えていくことなどが示されている。

早期発見については、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等における聞き取り、スクールカウンセラーなどを活用した相談体制の整備、教職員の児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さない適切な対応などが示されている。

早期対応については、いじめを把握した場合の対応について共通理解を図るとともに、特定の個人が事案を抱え込むことがないよう、組織的に対応することなどが示されている。

また、各学校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置し、いじめ防止等のための取組を行うよう定められている。

いじめの防止等のための対策として、「学校いじめ防止基本方針」がより実効的に機能していくことが重要であることから、いじめ防止等の取組に向け、子どもたち一人一人が自己有用感や充実感を感じられる授業づくり、いじめを認知するスキルの向上、いじめに係る情報共有及び関係機関との連携、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の効果的な活用・運営についてなど、教職員の資質・能力及び指導力の向上を図る必要がある。

市教委は、特に、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」について、各学校がいじめ問題に適切に対処できるよう、専門的知識を有する者の配置や派遣等の支援を行っていくことが大切である。

## (2) いじめ防止に向けて、児童・生徒が主体的に取り組む活動の支援を図ること

いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（いじめられている様子を見て面白がっている者）」と、「傍観者（見て見ぬふりをする者）」の立場にいる児童・生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持することにより、いじめを重大化・長期化させる要因ともなっている。また、いじめは、ほとんどの場合、大人には気付きにくいところで行われている。

これらのことを踏まえると、いじめの防止等のための対策において、当事者である児童・生徒一人一人がいじめの問題に真剣に向き合い、主体的に考え、行動していけるようにしていくことが何よりも重要となる。

茅ヶ崎市立小・中学校においても、代表委員会で学校全体のいじめ防止スローガンを決定したり、生徒会が中心となって生徒一人一人がいじめをなくすための行動宣言を校舎内に掲示したりするなど、いじめ防止に関する児童・生徒の主体的な取組が多く行われている。

さらに、市内の一部の中学校では、外部講師を招き、他者との対立を防ぐ方法や、自分も他者も大切にすることがいじめや暴力の防止につながるなどについて、ワークショップを通して主体的・体験的に学ぶ「いじめ防止プログラム」が実施されている。いじめの未然防止については、無関心な傍観者をなくすことが、効果的なアプローチの一つであることから、非常に有効な取組と言える。

市教委は、学校との連携の下、こうした児童・生徒が主体的に取り組む活動を、市内全体に広げられるよう継続的に支援していく必要がある。

(3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、学校と家庭・地域との連携強化及び家庭と地域に対する情報発信に努めること

いじめの防止等のための対策においては、より多くの目で子どもたちを見守っていくことが求められる。特に、保護者からの情報は、いじめの早期発見・早期対応において非常に有益な情報となるため、家庭が躊躇なく学校に相談できるよう、学校は、日頃から保護者との信頼関係を築いていくことが大切である。また、実際に保護者から相談があったときには、保護者の気持ちに寄り添いながら対応していく学校側の姿勢が必要となる。

同様に、地域についても、子どもの表情や言動について、気になることがあればいつでも学校に連絡を入れられるような関係を築いていくことが大切である。

茅ヶ崎市立小・中学校においては、いじめ防止等のための学校の方針を保護者会等で説明したり、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載したりしている。また、いじめの問題に関して、保護者や地域の代表者との意見交換の機会を計画的に設けたりするなど、家庭や地域の理解や協力を得られるよう努めている。

いじめ防止等のための取組については、学校と家庭・地域との連携がより一層深まるよう、市全体で推進していく必要がある。

さらに、いじめ防止対策推進法では、いじめの定義が「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と示されているが、家庭や地域においては、その理解が十分とは言えない状況にある。そのため、法で示されたいじめの定義に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、市教委は、家庭や地域が学校と連携できるポイントを示すなど、情報発信を積極的に行っていく必要がある。

■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第2期）委員

任期2年

	選出区分	氏名	任期	備考
1	学識経験者 (教育関係)	松坂 秀雄	平成28年12月25日 ～平成30年12月24日	大学・大学院講師
2	学識経験者 (医師)	朝倉 新	平成28年12月25日 ～平成30年12月24日	精神科医
3	学識経験者 (弁護士)	真船 裕之	平成28年12月25日 ～平成30年12月24日	弁護士
4	学識経験者 (心理)	堀 恭子	平成30年7月4日 ～平成30年12月24日	臨床心理士
5	学識経験者 (福祉)	大貫 若菜	平成28年12月25日 ～平成30年12月24日	スクールソーシャル ワーカー
6	関係行政機関職員	長谷川 愉	平成30年4月1日 ～平成30年12月24日	中央児童相談所 子ども支援課長
7	保護者	中馬 智子	平成28年12月25日 ～平成30年12月24日	茅ヶ崎市PTA連 絡協議会代表
8	学校長	野上 美津子	平成30年4月1日 ～平成30年12月24日	茅ヶ崎市立小学校 長
9	学校長	長田 清司	平成30年4月1日 ～平成30年12月24日	茅ヶ崎市立中学校 長

\*任期途中で交代した委員

	学識経験者 (心理)	原 優子	平成28年12月25日 ～平成29年8月23日	臨床心理士
	関係行政機関職員	野坂 正径	平成28年12月25日 ～平成30年3月31日	中央児童相談所 子ども支援課長
	学校長	吉野 利彦	平成28年12月25日 ～平成29年3月31日	茅ヶ崎市立小学校 長
	学校長	中林 由美子	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	茅ヶ崎市立小学校 長
	学校長	亀田 春彦	平成28年12月25日 ～平成30年3月31日	茅ヶ崎市立中学校 長